

美郷町起業家総合支援事業

町内における起業を促進し、町内産業の振興及び定住促進に寄与することを目的に町内で創業等（創業又は第二創業）する事業者に対して支援します。

【補助対象者】

町内で創業等する者で次の要件をみたしている者とする。

- （１）町内に事務所を設置し、又は設置しようとしている中小企業者
- （２）創業等する事業が補助対象外の業種に該当しないこと。（詳細についてはお問い合わせください。）
- （３）町内に住所を有する者、又は補助金の実績報告を提出する日の前日までに町内に住所を有する者で、法人を設立する場合は、本店所在地を町内に置くこと。
- （４）十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を創業等する者
- （５）町税及び使用料等の滞納がない者
- （６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。

【事業所開設支援事業】

創業等を目的として店舗又は事務所等の新築・増改築又は購入等に要する経費の補助

補助対象経費：事務所等の新築、増改築又は購入等に要する経費で、その額が 100 万円以上であること。ただし、設備等の取得は、対象経費の 1/2 以下とする。

補 助 額：対象経費の 1/2 以内（上限 180 万円、町内事業者施工の場合は 200 万円）

【申請期限】

期限が変更になる場合もありますので、申請をお考えの方はお早めにご相談ください。

第 1 回締切 5 月 7 日（金）

第 2 回締切 8 月 6 日（金）

第 3 回締切 11 月 5 日（金）

※交付決定の時期は、受付日にかかわらず各締切日の概ね 1 ヶ月後となります。

※事業の詳細については下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒019-1541

仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10 美郷町商工観光交流課 交流商工班

TEL 0187-84-4909 FAX 0187-85-2107 E-mail: kanko@town.akita-misato.lg.jp